

本仕様書は、千葉県が委託する新たな産業支援施設の整備に向けた基礎調査の企画提案募集にあたり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後に協議の上、千葉県が作成する。

## 新たな産業支援施設の整備に向けた基礎調査業務委託 仕様書

### 1 件名

新たな産業支援施設の整備に向けた基礎調査

### 2 業務目的

産業支援技術研究所、計量検定所の再整備に加え、経営や人材育成等を含む、総合的な支援機能を有する新たな産業支援施設の整備に向け、施設に求められる機能や必要な設備、施設規模、建設・運営方式等について、専門的知見を踏まえた検討を行うとともに、県が基本計画を策定することを支援し、基本計画書の案をとりまとめることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

### 4 委託上限価格

#### (1) 委託金額の上限

32,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (2) 支払方法

委託料の支払い方法は、原則として精算払いとする。

### 5 委託業務内容

以下の業務について、県と協議を行いながら検討、提案を行う。

#### (1) 施設に求められる機能、施設・設備、立地条件等に係る検討・提案

##### ア 必要な施設機能の調査・検討

- ・ 中小企業を取り巻く近年の事業環境や、今後予測される環境変化を踏まえ、必要な施設機能と支援内容を検討する。
- ・ 上記の検討に当たっては、現在の産業支援技術研究所及び計量検定所が有する主に技術面での支援・指導機能に加え、経営支援や人材育成支援（①企業における人材の育成、②将来の産業人材育成に向けた学生・生徒への働きかけ）等も含め、中小企業等に対する総合的な支援施設として、そのあり方を整理する。
- ・ 検討に当たっては、他自治体における先進事例や、施設の利用者となる中小企業や学生等のニーズ、国の施策や関係機関の動向等について、必要な調査を行うこととする。

イ 必要な施設・設備、施設規模等の検討

- ・ 上記アで検討した施設機能を果たす上で、必要となる諸室の内容及び面積、設置すべき設備・機器、施設全体の規模（延床面積の概算）について検討する。

ウ 立地条件

- ・ 上記ア、イで検討した施設機能を踏まえ、必要な立地条件を整理する。

エ 建設候補地の検討

- ・ 上記ウで整理した施設の立地条件を踏まえ、県が別途提示する候補地（2～3か所）について、以下の点を調査・分析し、優位性を比較検討する。

- ①法令や土地利用規制との整合性
- ②施設利用者の利便性、関係機関との連携に当たっての利便性
- ③周辺地域への景観面・環境面の影響
- ④その他、整備スケジュールや事業費への影響

オ 敷地利用計画・施設配置計画の検討

- ・ 利用者の動線、利用者の利便性、景観、敷地の法的条件、周辺地域への景観面・環境面（交通環境を含む）の影響等を考慮した敷地利用計画及び施設配置計画を検討の上、具体化・可視化する。

(2) 整備事業に係る検討

ア スケジュール

- ・ 施設の設計、建設工事から開設までの全体スケジュールを検討する。検討に当たっては、建築条件や関係法令を調査するとともに、事業が円滑に実現できるよう、考慮すべき点についても整理すること。

イ 建設・運営方式の検討

- ・ 類似施設の建設・運営方式を調査し、それぞれの方式のメリット、デメリット、イニシャルコスト、ランニングコスト等を整理したうえで、本県が計画する施設に適した方式を提案すること。

ウ 概算事業費

- ・ 建設場所、施設規模、運営方式や既存施設からの移転経費等を考慮しながら、概算事業費を算出する。算出に当たっては、考え方及び積算方法を県と十分に調整するとともに、他自治体の整備事例等を調査し、活用可能な補助金等の財源について、整理すること。

### (3) 基本図面等の作成

- ・ 施設（駐車場等を含む）の敷地配置図及び施設の各機能を踏まえた内部配置概要図を作成する。
- ・ 施設外観、施設内部に係るスケッチ・パース図等を作成すること。

### (4) 基本計画案作成の支援

- ・ 県が行う基本計画の策定を支援するため、県と協議の上、基本計画書（案）及びその概要版を取りまとめる。

## 6 成果物の提出

本業務の成果物の提出については、以下のとおりとする。

### (1) 中間報告書

- ア 「5 委託業務内容」のうち、(1) ア～ウに係る検討結果については、令和6年10月31日（木）までに県に提出すること。
- イ 報告書は紙媒体及び電子データで提出することとし、報告方法の詳細については、県及び受託者双方の協議による。

### (2) 最終報告書

- ア 「5 委託業務内容」のうち、(1)～(4)に係る全ての検討結果をとりまとめたものを令和7年3月14日（金）までに提出すること。ただし、受託者は、令和7年2月14日（金）までに事前に原稿案を県に提出すること。
  - (ア) 業務委託完了報告書 正副 各1部
  - (イ) 新たな産業支援施設の整備に係る基本図面（案） 1部
  - (ウ) 新たな産業支援施設の整備に係る基本計画書（案） 1部
  - (エ) 新たな産業支援施設の整備に係る基本計画書（案）（概要版） 1部
  - (オ) 各種電子データ 1式

イ なお、最終的な必要部数は、県及び受託者双方の協議により数量が変わる可能性がある。

## 7 その他

### (1) 打ち合わせ等

本業務遂行に当たり、県の関係職員と適宜打ち合わせを行うとともに、必要な資料作成を行う。また、県又は受託者が関係者への説明を行う際の資料の作成、支援を行う。

## (2) 業務の進め方

業務の履行に際しては、契約締結以降、業務着手前に業務計画書を提出し、県の承諾を得ること。また、業務を円滑に遂行するために、県と十分に協議して作業を進め、適宜、県に進捗状況を報告すること。

## (3) 関係資料等の提供

本業務に必要な情報や資料は、受託者が自ら調査・収集することを原則とするが、県においても、既存施設（産業技術支援研究所、計量検定所）の図面・業務内容など、必要な資料を提供するものとする。

## (4) 著作権

ア 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、成果物を引渡したときに全て県に帰属する。受託者は、県に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。

イ 受託者は、県に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

ウ 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

## (5) 費用負担

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

## (6) 管理責任者の配置

本業務を的確に遂行できる能力を有する者として、専門的な知識及び実績を有する業務従事者（1級建築士を含む）を適切に配置するとともに、本業務を統括する管理責任者を選任すること。

## (7) 履行の原則

ア 受託者は、本業務の実施にあたり、仕様書及び関係法令等を遵守し、業務を行うものとする。

イ 本業務の細部及び仕様書に疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上決定するものとする。

ウ 事故発生その他緊急に報告を要する事項については、受託者はその都度速やかに県に報告するものとする。

- エ 受託者は本業務を信義、誠意をもって誠実に履行するものとする。
- オ 受託者は、本業務内で取り扱う個人情報や企業情報は他に漏らしてはならない。また、業務の成果を県の承諾なく外部に提供したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- カ 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- キ 本仕様に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合、県と協議の上、決定する。